

衣替え【冬季服装】について(お知らせ)

仲秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校教育に御理解と御協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、来週の10月2日(月)が衣替えとなります。つきましては、冬季の服装への移行期間を下記のように設け、9月27日(水)より冬服の着用を認めますのでお知らせいたします。ただし、気温が高い場合には夏服の着用も可能です。天候や体調に合わせて着用させてください。

なお、冬季の服装は、下記のようにしております。保護者の皆様にも御指導いただきたく御協力をお願いいたします。

記

○ 冬季服装の期間 平成29年10月1日(日)～平成30年5月31日(木)

※ただし、9月27日(水)～10月6日(金)を移行期間(夏服・冬服着用可)とします。

【男子服装】

1 黒の詰め襟標準服

- ① 「標準型学生服」として認証されている黒の詰め襟の学生服。
- ② 服に手を加えず(改造などをしない)、ボタンも変えないこと。
- ③ 学生服の下には白無地のワイシャツを着用。
- ④ ワイシャツの下には白い下着や白いTシャツを着用(ハイネックのシャツは不可)。

2 黒の自然なストレート型のズボン

- ① 「標準型学生服」として認証されている黒のズボン(ワンタック可・ツータック不可)。
- ② ズボンをはく際には必ずベルトを着用すること。ただし、色は、黒・紺・茶色の無地であること。

【女子服装】

1 紺のセーラー服

- ① 紺のネクタイ(校章入り)をつけること。
- ② ネクタイや服に手を加えないこと(改造などをしない)。

2 紺のジャンパースカート

- ① ベルトを必ずつけること。
- ② スカートの丈は、ひざが隠れる長さとする。
- ③ ジャンパースカートの下に単色無地(白・黒・紺・グレー)のTシャツを着用してもよい。

【その他】

1 制服(左胸ポケット)には、必ず冬用名札(縫い付け)をつけること。

2 防寒着について

- ① 防寒用として、上着の下に、トレーナーやセーターを着用してもよい。ただし、色は、白・黒・紺・グレーで華美でないもので、そでやすそなど上着から出ないこと。
- ② 防寒用として、黒・肌色のストッキングやタイツを着用してもよい(体育の授業時は除く)。
- ③ 登下校用の防寒着(ウインドブレイカーなど)は、「教室のロッカーにきちんと収納でき、機能、色、デザインが登下校にふさわしいもの(華美でないもの)」とする。部活動でそろえている場合には、その着用を認める。ただし、登下校や部活動以外では、着用しないこと。
- ④ 学校生活上ふさわしくないものの例
 - ・トレーナーやセーター、カーディガンを上着として生活したり授業を受けたりすることは認めない。
 - ・パーカーの着用は不可。
 - ・ベンチコートでの登下校は不可。

※ 防寒着について、気になる場合には、購入する前に学校に相談してください。